

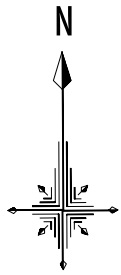
三ッ池地区計画計画書

平成9年4月18日決定 東郷町告示第12号

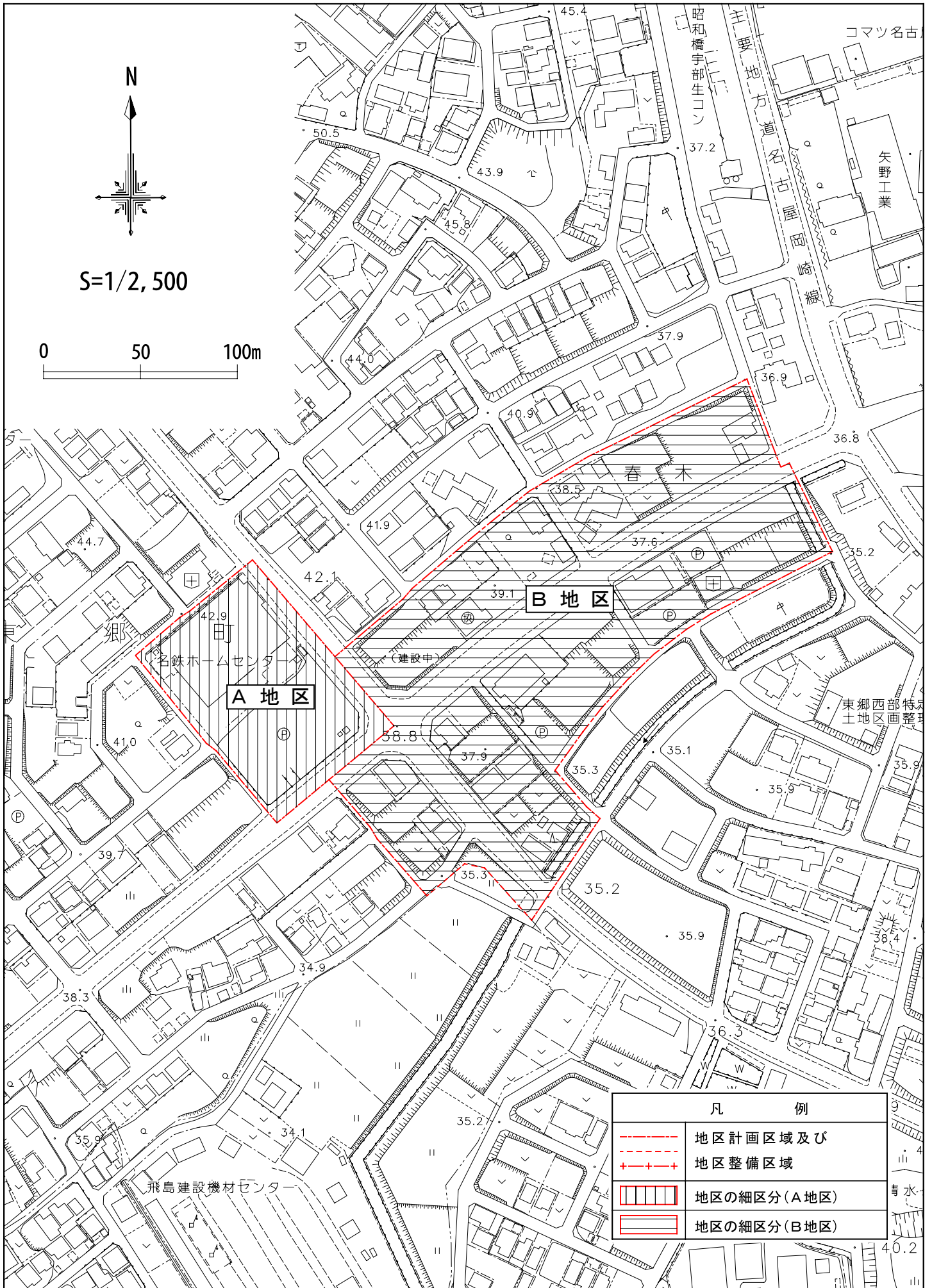
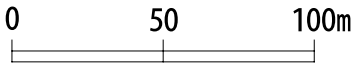
名 称		三ッ池地区計画			
位 置		東郷町大字春木字三ッ池の一部			
面 積		約4.1ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、都市計画道路 3.5.738 藤坂清水線の整備により土地利用の変化が予測される地区である。</p> <p>道路整備とあわせて、道路沿道及びその周辺の住宅地との調和のとれた市街地への形成をめざす。</p>			
	土地利用の方針	<p>都市計画道路の整備に伴う環境の変化に対応するため、道路沿道の利便性を活かした土地利用を図り、地区の特性に応じ2区分し、次の方針により土地利用を誘導する。</p> <p>周辺の住宅地との環境の調和が図られるよう、A地区については、商業施設を集約した土地利用を誘導し、地域の利便性の増進をめざす。また、B地区については、住宅を中心とした土地利用を誘導する。</p>			
	建築物等の整備の方針	<p>道路沿道の利便性と周辺の住宅地との調和した市街地が形成されるよう、建築物の用途制限を行う。また、A地区については、周辺の住環境の保持のため、壁面の位置の制限を行なう。</p>			
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の細区分	細区分の名称	A 地 区	B 地 区
		細区分の面積		0.7 ha	3.4 ha
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。）第2条第6項第5号で定める物品を販売する店舗 2 ホテル又は旅館 3 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。）第130条の6の2で定める運動施設 4 自動車教習所 5 畜舎 			
	壁面の位置の制限	<p>建築物等の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0メートル以上とする。</p>			

「区域及び地区の細区分は計画図表示のとおり」

名古屋都市計画 三ツ池地区計画 計画図



S=1/2,500



凡 例	
	地区計画区域及び
	地区整備区域
	地区の細区分(A地区)
	地区の細区分(B地区)